

## 川崎市予防接種実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づき本市が実施する予防接種事業について必要な事項を定めることにより、予防接種事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 法に基づく定期予防接種（以下「定期予防接種」という。）は、川崎市長（以下「市長」という。）が実施する。

### (予防接種運営委員会)

第3条 市長は、川崎市予防接種運営委員会条例（昭和46年川崎市条例第27号）に基づき、川崎市予防接種運営委員会を設置し、予防接種事業の円滑な運営を図る。

### (事業の委託及び協力要請)

第4条 市長は、定期予防接種の実施について、次の各号に掲げる事項を公益社団法人川崎市医師会に委託する。

- (1) 個別接種による予防接種（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、H i b感染症、麻しん、風しん（第5期を除く）、日本脳炎、結核、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第2条の新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及び帯状疱疹<sup>ほうしん</sup>）
- (2) 市内の個別協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）の医師の研修
- (3) 母子健康手帳又は予防接種済証への記録及びその他の事務

(4) 協力医療機関への委託料の支払及びその他の事務

(5) インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症及び帯状疱疹<sup>ほうしん</sup>に係る自己負担金の徴収（ただし、生活保護世帯に属する者、市民税県民税非課税世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援の対象となる者でそれを証明するものを提示したものを除く。）

2 市長は、別に定める要領に基づき、必要な事項について市外医療機関等に委託し、協力を要請することができる。

（他の予防接種との関係）

第5条 注射生ワクチンを接種した日から注射生ワクチンの予防接種を行うまでの間隔は、27日以上おくこと。

2 2種類以上の予防接種を同時に同一の被接種者に対して行う同時接種（混合ワクチンを使用する場合を除く。）は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。

（実施方法）

第6条 定期予防接種の実施方法は、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）及び「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」による。

（周知徹底）

第7条 市長は、協力医療機関に対して「予防接種ガイドライン」及び「B類疾病予防接種ガイドライン」を配布する。

2 市長は、保護者又は被接種者に対して「予防接種と子どもの健康」、「インフルエンザ予防接種の説明書」、「高齢者肺炎球菌感染症の予防接

種の説明書」、「新型コロナウイルス感染症予防接種の説明書」又は「带状疱疹<sup>ほうしん</sup>予防接種の説明書」を用いて周知を図るほか、各種健康診査等において予防接種に関する知識の普及啓発を行う。

（予診）

第8条 定期予防接種の実施にあたっては、予防接種による健康被害の発生を未然に防ぐため、次の各号に掲げる項目を主として予診を十分に行う。

（1）予診票の各項目の記載内容の確認

（2）診察前の検温

（3）診察（視診及び聴診等）

（保護者の同意）

第9条 満16歳未満の者に行う定期予防接種は、原則、保護者の同伴を必要とする。ただし、13歳以上の者に接種する場合に、あらかじめ接種することの保護者の同意を同意書及び予診票上の保護者自署欄により確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

2 定期予防接種は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後に通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について理解を得た保護者の同意又は被接種者の希望を文書により確認した上で実施する。

（帳票類の配布）

第10条 予診票等帳票類については、協力医療機関が健康福祉局に請求する。

（接種後の注意）

第11条 協力医療機関は、予防接種を実施した場合、その保護者又は被接種者に対して、実施した予防接種の種類ごとの「接種後の注意」を交

付する。

（接種の証明）

第 1 2 条 定期予防接種の実施については、母子健康手帳の予防接種のページの該当欄又は予防接種済証により証明する。

（健康被害発生時の対応）

第 1 3 条 協力医療機関等は、定期予防接種を受けたことによるものと疑われる症状として予防接種法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 3 6 号）第 5 条に規定するものを呈していることを知ったときは、その旨を予防接種後副反応報告書により独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て速やかに報告しなければならない。

2 保健所長は、管内における事故を早急に把握できるよう、協力医療機関等との連絡方法を定める。

3 市長は、必要に応じて川崎市予防接種運営委員会の事故対策部会に諮問する。

（その他）

第 1 4 条 その他、この実施要領に規定していない事項については、川崎市予防接種運営委員会において諮り、別途定める。

附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 8 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 13 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 14 年 8 月 14 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 14 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 18 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 18 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 25 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。